

## 愛知県環境影響評価審査会 会議録

- 1 日時 2026年(令和8年)1月16日(金)午前10時から午前11時40分まで
- 2 場所 愛知県本庁舎 2階 講堂
- 3 議事
  - (1) 名古屋都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
  - (2) 尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
- 4 出席者
  - (1) 委員  
中山会長、市野委員  
【オンライン出席】  
阿部委員、岡村委員、長田委員、神谷委員、北村委員、佐野委員、庄子委員、龍田委員、塚田委員、中野委員、檜崎委員、廣岡委員、横田委員、義家委員、渡邊委員  
(以上17名)
  - (2) 事務局  
環境局：  
武田環境局長、平野技監  
環境局環境政策部環境活動推進課：  
西川課長、小川担当課長、国立課長補佐、佐藤主査、渥美主査、林主査  
(以上8名)
  - (3) 事業者等  
10名
- 5 傍聴人  
なし
- 6 会議内容
  - (1) 開会
    - ・ 会議録の署名について、中山会長が佐野委員と渡邊委員を指名した。
  - (2) 議事
    - ア 名古屋都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
      - ・ 名古屋都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について、別紙1のとおり諮問

を受けた。

- ・ 資料1について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【義家委員】煙突の高さは59mとされているが、A案及びB案の建屋の規模では、高さは39mとされている。これは煙突を除いた建屋の高さを指すのか確認したい。また、これらの条件は確定しているのか。

【事務局】煙突の高さは59mの1案としており、建屋本体の高さは39mとしている。尾張東部衛生組合では、現在、ごみ処理施設整備基本計画を策定中であり、今後変更される可能性もあるが、現時点で見込まれる最大のサイズを設定したものと聞いている。

【義家委員】了解した。

【庄子委員】高さ59mの煙突が設置されることに加え、24時間の運転や工事による鳥類を含む動物への影響については、種や行動様式を理解できる地域の有識者の意見を聴くことが重要である。今回、動物への重大な影響はないとして計画段階配慮事項に選定しなかったものと思うが、有識者にヒアリングした上で判断したのか。

【事業者】ごみ処理施設の高さ59mの煙突の設置について、動物への重大な影響があるとして、計画段階配慮事項に選定した事例がないことなどから項目として選定しておらず、また、配慮書の段階で有識者へのヒアリングは行っていない。今後、方法書の手続以降に動植物、生態系などについても現地調査を行い、必要に応じて有識者へのヒアリングなども行っていくことを考えている。

【庄子委員】影響としては、例えば夜間の渡り鳥の衝突は考えられ、配慮書なので必要ないということにはならないと思う。方法書以降でしっかり検討していただくことを要望する。

【事業者】承知した。

【長田委員】今後、排出ガスの自主規制値を決めていくことになると思うが、事業実施想定区域に対し、周辺の測定局が頻度の高い北北西の風向の風下でないところが多い。影響が及ぶ範囲はNOx、ダイオキシン類、塩化水素、水銀など成分によって違うとは思いますが、どこかの時点で、その風向に合わせた測定値が得られるのか、また、自主規制値はいつの時点でどのように決めるのか、教えていただきたい。

【事業者】今回は配慮書の段階であるため、既存資料を基に予測を行っている。今後、方法書以降では、現地調査、通年の地上気象観測や四季の汚染物質の測定などを行った上で、それぞれの汚染物質について、短期的又は長期的な影響を予測・評価していく。

また、自主規制値については、ごみ処理施設整備基本計画の中で検討している段階であり、準備書の段階では、既存施設の値や法規制値から更に下げられるのかどうかということも検討した上で、予測条件を設定し、結

果をお示しさせていただく。

【長田委員】水銀などはごみを焼却した際に異常事態が発生するなど、運用上大変なこともあると思うが、そのようなことも事前にある程度想定していくことを検討していただきたい。

【阿部委員】煙突の高さが59mであり、60m以上であれば航空障害灯を設置しなければならないが、1mの違いしかない。危険性はないのか。航空障害灯が設置されると、景観上は夜間に目立つこととなるが、大きな不利益があるとは思わないので、どのように考えているかお聞かせいただきたい。

【事業者】既存施設の煙突の高さも59mであるが、航空障害灯は設置していない。御意見を踏まえて検討するが、景観上の問題もあることから、現段階では既存施設と同様のものとすることを考えている。

【阿部委員】了解した。ドローンなども増えているので、何か人命に関わるような事故を懸念して質問させていただいた。御検討いただけるとありがたい。

【事務局】事務局からも少し補足させていただく。ごみ処理施設の整備事業において煙突の高さが59mの事例は多くあるが、航空障害灯を設置していないために生じた問題は承知していない。法律の定めにより、60mで線を引いて問題なく運用できていると考える。

イ 尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について

- ・ 尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【義家委員】今回の件も建屋の高さが39m、煙突の高さは59mとされているが、地域によっては、高さが制限されている場合がある。高さに係る規制を確認した上で59mを選択したということによいか。

【事務局】煙突の高さを59mとすることが可能と確認した上で、59mで検討しているとのことである。

【庄子委員】愛知池など動物の生息地が豊富に存在する場所で、計画段階配慮事項として動物を選定しなかった理由を教えてください。

【事業者】重大な環境影響や複数案での違いがあるかという観点から、計画段階配慮事項として大気質と景観を選定した。方法書以降では、動物、植物、生態系の調査を行い、重大な影響があると考えられた場合は有識者ヒアリングを行い、環境保全措置を検討した上で準備書以降に示していく。

【庄子委員】重大な影響がある場合に有識者ヒアリングを行うということだが、重大な影響があるかは誰が判断するのか。

【事業者】事業者として通年での調査を行った上で、環境保全措置や対策が必要だと判断した場合は、有識者ヒアリングを行うつもりである。

- 【庄子委員】配慮書段階でも有識者ヒアリングは重要な位置づけにあると考えている。方法書以降の調査結果を踏まえて有識者ヒアリングを行うのではなく、有識者ヒアリングを行った上で調査を行うことが望ましい。重大な影響の有無については、その地域状況や種・行動様式に関する知見を持つ有識者ではないと判断できない内容であるため、有識者ヒアリングを十分に行う必要があると考える。
- 【事業者】御意見を踏まえて進めていきたい。
- 【市野委員】排ガス中の大気汚染物質の濃度については基準により管理がされているが、ごみ焼却施設が長期にわたり稼働している場合、ごみ処理施設から排出される大気汚染物質等がどこかに蓄積される懸念は無いのか。
- 【事業者】一般的に大気汚染物質は拡散していくため、多くの場合、一般の環境濃度よりも薄くなる。大気汚染物質が蓄積して、どのような影響を与えるかについて、ごみ焼却施設の環境影響評価の中で検討したことはない。環境省が設置した検討会において、排出ガス中のダイオキシン類の土壌への蓄積に関する参考資料が示されており、その手法を使って、排出ガス中のダイオキシン類による土壌汚染について検討した事例があったと記憶しているが、影響は微々たるものであると考えている。
- 【市野委員】計画施設の建設用地に蓄積している可能性は考えられないか。
- 【事業者】土壌汚染については、既存施設の解体時に土壌汚染対策法に基づき適切に確認してまいりたい。
- 【義家委員】環境影響評価でもバックグラウンドを測定した上で、上乘せ予測を行い評価するのではないか。
- 【事業者】大気汚染については、通年調査によりバックグラウンド濃度を測定する。土壌汚染については、土壌汚染対策法の手続きの中で確認することになる。
- 【渡邊委員】計画段階配慮事項に植物が選定されていないが、重要な種が存在しないから選定しなかったということか。今は、調査に入れないということなのか。
- 【事業者】今回は配慮書段階であり、現地調査ではなく既存資料により重大な環境影響の有無を確認している。ごみ焼却施設の設置事業であり、大気汚染が重大な影響になり得るとして、また、煙突の配置によって見え方が変わることから、複数案の違いを把握するために、大気質と景観を選定した。動植物については、方法書以降で現地の調査を行い、検討していきたい。
- 【渡邊委員】承知した。
- 【中山会長】既存施設がある場所での建て替え事業であるため、影響がないと判断することも悪くないと思うが、影響がないと判断する根拠を配慮書上で分かるようにしていただくと、動植物の専門の委員も納得するのではないかと思う。
- 【事務局】今回の2つのごみ処理施設整備事業はどちらも既存施設敷地内における建て替え事業であり、新たに自然環境を開発するものではないため、重大な影響がないと判断して計画段階配慮事項に選定しなかったものと考え

られる。配慮書手続きは事業の早期の段階で重大な環境影響がないかを判断するものであり、詳細な調査は求めてられておらず、既存の文献調査で実施することとされている。今回の事業に関しても、動植物に関して、既存の文献調査が実施されており、重要種の抽出は行われているが、文献調査では希少種保護の観点から動植物の位置情報は示されておらず、重大な影響の有無を判断することは難しいと考える。事務局としては、自然環境の新たな開発を行わないため非選定としたと理解している。

【中山会長】建て替え事業ではあるが、既存施設が設置されてから年月が経っているため、できるだけの配慮をしてほしいという事が委員の意見ではないかと思う。

- ・ 名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書及び尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について、尾張東部・尾三ごみ処理施設部会（別紙3）を設置し、その審議が付託された。

（3）閉会

7 環活第 473 号

令和 8 年 1 月 16 日

愛知県環境影響評価審査会

会長 中山 恵子 様

愛知県知事 大 村 秀 章

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合  
ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 4 条の 7 第 4 項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課  
環境影響・リスク対策グループ  
電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

7 環活第 538 号

令和 8 年 1 月 16 日

愛知県環境影響評価審査会  
会長 中山 恵子 様

愛知県知事 大 村 秀 章

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 4 条の 7 第 4 項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課  
環境影響・リスク対策グループ  
電話 052-954-6212（ダイヤルイン）

愛知県環境影響評価審査会  
尾張東部・尾三ごみ処理施設部会構成員

委員名	所属等
あべ じゅんこ 阿部 順子	椋山女学園大学生生活科学部准教授
おかむら きよし 岡村 聖	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
かみや こうじ 神谷 浩二	岐阜大学工学部教授
きたむら わたる 北村 亘	東京都市大学環境学部准教授
さの やすゆき 佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
すやま ちか 須山 知香	岐阜大学教育学部准教授
ないとう ひさお 内藤 久雄	金城学院大学生生活環境学部教授
まるやま やすし 丸山 康司	名古屋大学大学院環境学研究科教授
よしいえ りょう 義家 亮	岐阜大学工学部教授

(敬称略、五十音順)